

## 福井県補助金等交付規則の施行について（通知）

昭和 46 年 4 月 1 日 財第 226 号

改正：平成 21 年 4 月 1 日 財第 183 号

改正：令和元年 5 月 1 日 財第 146 号

改正：令和元年 6 月 1 日 財第 297 号

### 第 1 総則的事項

1 この規則は、補助金等の交付に関する事務処理を合理化することにより、補助金等に係る予算の適正な執行を図るため、従来個々の補助金ごとに定められていた規則・要綱にかえて補助金等の交付に関する基本的、共通的な事項を統一規定したものである。従って、この規則施行後は補助金等の交付に関しては、この規則およびこの規則を実施するため各部（課・室）ごと、または個々の補助金ごとに定められる要綱があわせて適用されるものであること。ただし、現に施行されている補助金等の交付に関する他の規則は、この規則施行後も有効であるが、この規則制定の趣旨にそい、速やかに検討を加え、その改廃に努めること。

なお、この規則は、県の単独補助金等のみならず国庫支出金等を財源とするものについても適用されるものであること。

2 規則第 2 条第 1 項の「その他相当の反対給付を受けない給付金」とは、売買契約等におけるような対価の観念が成立しないもの、すなわち給付金の交付の対象となる事務または事業の直接の利益、効果等がすべて当該給付金を受けた者に帰属し、実質的には補助金の性格をもつものをいうものである。

従って予算科目上は、負担金、交付金等となってもその給付金の性格を個々具体的に検討のうえ、規則第 2 条第 1 項の給付金に該当するものについては、「別に定める」こととなるが、これは要綱に定めることによって具体化するものであること。

3 各部（課・室）ごとまたは個々の補助金等ごとに定められるべき要綱については、別紙の準則および次の点に留意されたいこと。

（1）補助金等については、要綱を制定しなければならないものであること。

（2）要綱は、原則として告示しないが、特に必要あると認められる場合には、各部（課・室）ごとの要綱からはずし、補助金等ごとに要綱を定め、告示の手続きをとること。

4 要綱に規定すべき事項は、おおむね次のとおりであること。

（1）補助金等の名称およびその目的または趣旨

（2）補助金等の交付の対象となる経費および補助金等の率または額

（3）補助金等交付申請書および当該申請書に添付すべき書類の名称および様式ならびに提出期限

（4）補助事業の内容を変更する場合における申請書の様式および知事の承認を要しない軽微な変更の範囲

（5）補助事業の遂行状況に関する報告書の様式および提出期限

（6）実績報告書の様式および提出期限ならびにこれに添付すべき書類の名称および様式

（7）補助金等の請求の方法

（8）処分を制限する財産の指定および制限する期間

### 第 2 補助金等の交付の申請および決定に関する事項

1 補助金等の交付については、相手方の申請を前提とするものであること。

2 利子補給金または損失補償金等については契約の形式により交付決定がなされる場合があるが、こ

これらの場合には申請書に代えて契約申込書（様式は申請書に準ずる。）を提出させるべきものであること。

- 3 補助金等の交付の決定に当たっては、申請の内容が補助金等の交付の目的に適合しているかどうか等を厳密に調査しなければならないこと。

調査の方法としては、書面審査と現地調査との二つの方法があるが、特に工事の施行の場合には、できる限り現地調査を行い、現地の状況を十分把握して、交付決定後にその変更または取り消し等の事態が生じないように留意されたいこと。

なお、補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）に規定する間接補助金等に該当する場合については、原則として国の交付の決定があった後でなければその交付の決定をしてはならないものであること。

- 4 交付申請書の内容を調査した結果、当該申請の内容が補助金等の交付の目的に適合しないと認められるときは、交付の決定をしてはならないが、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その申請を却下するより、その内容に修正を加え、または条件を附して決定をする方がより合理的な場合も考えられるので、このような場合には、当該申請に係る事項を修正して決定することができることとされた（第5条）こと。

- 5 補助金等の交付の決定には条件を附することが義務づけられた（第6条）が第6条第4号には一般的に次の事項が考えられること。

- （1）補助事業の完了後においても従うべき事項

- （2）市町以外のものに対して交付する補助金等については、補助金収入および補助事業の支出を記載した帳簿ならびに証拠書類の保存方法

- （3）国の間接補助金等に係る補助金等で国が附した条件があるときは、その条件を守るために必要な事項

- 6 補助金等の交付の決定の通知（第7条）は、指令によって行なうべきものであるが、その様式は、様式第1号によらねたいこと。この場合において、申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をしたときは、具体的に修正の内容を通知しなければならないものであること。

- 7 補助金等の交付の決定をした後において不可抗力により、補助事業または間接補助事業の遂行が不可能となった場合、または可能であっても県の意図する効果が期待できなくなった場合等には、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその内容もしくは条件を変更することができる（第8条）が、次の事項について留意すること。

- （1）これらの措置は、補助事業者または間接補助事業者の責によらない場合に行われるものであるから、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については適用されないものである（第8条第1項ただし書）こと。

- （2）これらの措置をとったときは、その旨を補助事業者に通知しなければならない（第8条第2項）こと。

- （3）国の間接補助金等に係る補助金等について、適正化法第11条第1項の規定により、国の間接補助金等の交付の決定の取り消し、またはその決定の内容の変更がなされたときは、すみやかに補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに附した条件を変更しなければならないものであること。

### 第3 補助事業の遂行に関する事項

- 1 補助事業者および間接補助事業者が、補助事業または間接補助事業を遂行するに当たって遵守すべ

き事項を定め、補助金等および間接補助金等の他の用途への使用禁止を定めた（第9条）こと。

- 2 状況報告（第11条）の様式および提出時期については、要綱で規定すべきものであること。
- 3 補助事業の内容を変更しようとするときは、要綱で定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事に報告し承認を得なければならないこと。この場合の承認については、様式第2号により行なうものであること。
- 4 知事は補助事業が適正に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、その適正な遂行を指示するものとする（第11条第1項）が、この指示に従わない補助事業者に対しては、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものである（第11条第2項）こと。
- 5 補助事業者が実績報告書を提出しなければならないのは次の場合である（第12条）こと。
  - （1）補助事業が完了したとき。
  - （2）補助事業の廃止の承認を受けたとき。
  - （3）補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したとき。

なお、間接補助事業の実績については、補助事業者が間接補助事業者から提出を受けた報告書の写しを添付せしめる等の方法により、十分に把握すべきものであること。

- 6 実績報告書の審査（現地調査を含む。）の結果補助事業の成果が交付の決定に内容およびこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定（交付の決定の金額を減額すべきものと認めるときは、補助金等の減額をする旨、金額に異動のないときは当初の交付決定のとおりである旨の意思決定。）し、当該補助事業者に指令により通知するものである（第13条）が、その様式は様式第3号によらねたいこと。

なお、国の間接補助金等に係る補助金等については原則として国の額の確定の通知を受けた後に行なうべきものであること。

- 7 実績報告書の提出を受けた場合において、その補助事業の成果が是正を必要とする認められるときは、知事は、補助事業者に対して是正のための措置を指示するものである（第14条第1項）こと。この是正措置は、事業量の不足を補なわしめるような場合（いわゆる手直し工事等の実施。）が主なものであり、是正措置による工事等の実施が不経済であるような場合等においては、その部分については、交付の決定の取り消しを行なうべきものであること。

なお、是正措置をとった場合には、改めて実績報告書を提出しなければならないものである（第14条第2項）こと。

- 8 補助金等の交付は、原則として補助金等の額の確定がなされた後に行なうものである（第15条第1項）こと。
  - （1）補助金等の交付は、原則として補助事業者の請求に基づいて行なうものであること
  - （2）補助金等交付請求書の様式等については、要綱で規定すべきものであること。
  - （3）補助金等で特に必要があるときは、概算払または前金払の方法によることができるものである（第15条第2項）こと。
  - （4）補助金等の交付の時期については、補助金等の目的、効果等に特に留意されたいこと。

#### 第4 補助金等の交付の決定の取消しおよび返還等に関する事項

- 1 次の場合には、知事は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すものである（第16条）こと。
  - （1）補助事業者が偽り、その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合
  - （2）補助金等を他の用途へ使用した場合

- (3) 間接補助事業者が間接補助金等を他の用途へ使用した場合
  - (4) 補助金等の交付の決定の内容またはこれに附した条件に違反した場合
  - (5) その他この規則の定め、またはこの規則に基づく知事の処分に違反した場合
- 2 補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に指令により通知するものである（第 16 条第 4 項）が、その様式は、様式第 4 号によらるべきこと。
- 3 交付額の確定に伴う当該超過交付部分については、知事は期限を定めて指令により、その返還を命ずるものである（第 17 条）が、その様式は、様式第 3 号によらるべきこと。
- 4 規則第 16 条第 1 項の規定による補助金等の交付の決定の取り消しを受け、補助金等の返還を命ぜられた補助事業者は、その補助金等を受領した日から納付（返還）の日まで年 10.95 パーセントの加算金を納付しなければならないものである（第 18 条第 1 項）こと。
- この加算金が課されるのは、規則第 16 条第 1 項に基づく補助事業者の義務違反による交付の決定の取り消しの結果補助金等の返還を命ぜられた場合だけであることに留意されたいこと。
- 5 補助事業者が返還命令に基づく納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで年 10.95 パーセントの延滞金を県に納付しなければならないものである（第 18 条第 2 項）こと。
- 6 補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができるものである（第 19 条）こと。

#### 第 5 補助金等の交付の特例

- 1 補助金等の交付の手続きは、規則第 5 条および第 13 条の規定にかかわらず交付決定通知および交付額確定通知の手続きを同時に行なうことができるものであり、その様式は、様式第 1 号によらるべきこと。

この場合、補助事業者は規則第 12 条および第 15 条の規定にかかわらず実績報告および交付請求の手続きを一括して行なうことができるものであること。その様式は要綱準則様式第 4 号によらるべきこと。

- 2 補助金等交付申請書の提出を受けたのち、補助事業の内容は変更しないが、補助対象経費が国の法律命令または予算の改正に伴い、必然的に変更する必要があるもの（例、単価改定等）は、知事は補助金等交付申請書の補助対象経費を変更して交付の決定を行なうことができるものである（第 5 条第 2 項）こと。

#### 第 6 その他の事項

- 1 補助事業により取得した財産は、補助金等が物に形を変えたもので、補助事業者の所有に属するとはいえ、多分に公益的性格をもつものであるといえる。従ってその処分については一定の制限を加え、補助目的にそって財産が使用されることを確保する必要があること。

(1) 制限の内容は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならず、一定の事由ある場合に知事の承認を得て制限が解かれるものである（第 20 条）こと。

(2) 処分を制限される財産は、不動産、機械および重要な器具その他特に必要があるものであるが、これらの財産の種類およびその処分の制限の期間は、国の例を参考とし、要綱で規定すべきものであること。

(3) 間接補助事業により、取得した財産の処分の制限については、必要に応じて補助事業者の附すべき条件により規制すべきものであること。

- (4) 担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を県に納付させることを条件として承認するものとする。承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の県への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。
- 2 この規則は、昭和 46 年度の予算に係る補助金等から適用するものであること。従来の補助金等の交付要綱は、効力がなくなるので、各部（課・室）においては、この規則に適合するよう他の補助金等の交付に関する規則とともに、要綱、規程等の改廃整備に努め、事務処理に遺憾のないよう留意されたいこと。
- 3 この規則を実施するために前述のとおり、各部（課・室）ごとまたは補助金等ごとに要綱を制定する必要があるが、その手続きについては、次によられたいこと。
- (1) 既存の要綱等は、すべて廃止し、新たにこの規則に基づく要綱として制定すること。
- (2) 要綱の制定は、原則として昭和 46 年 6 月末日までに終えること。
- (3) 要綱を特に告示しなければならないものとしては、補助金等の交付の対象（補助事業者）が不特定または多数であり、特に告示をもって周知しなければ要綱の内容を個々に通知できないようなものを例とする。
- (4) 要綱の制定に当たっては、**財政**課長、会計管理者および告知を要するものについては、情報公開・法制課長に合議すること。
- (5) 要綱の準則を別紙のとおり示すので参考にされたいこと。

様式第1号

福井県指令 第 号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあつた(補助金等の名称)の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

(なお、交付額の確定も行つたので同規則第13条の規定によりあわせて通知する。)

年 月 日

福井県知事

記

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、年 月 日付け第号で申請のあつた(補助金等の名称)事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円	(内補助対象基本額	円)
補助金の額	円		
- 補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、知事の承認を受けなければならない。
  - 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
  - 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
  - 補助事業を中止し、または廃止するとき。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内の完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となつたときは、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出をあきらかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

様式第2号

福井県指令 第 号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で申請のあつた 年度(補助事業等の名称)の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)第7条の規定による 年 月 日付け福井県指令第 号の交付決定通知の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井県知事

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 交付決定額 円

様式第3号

福井県指令 第 号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け福井県指令 第 号で交付の決定をした 年度(補助金等の名称)については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)第13条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。

(なお、すでに交付した(補助金等の名称)については、同規則第17条第2項の規定により次のとおりその返還を命ずる。)

年 月 日

福井県知事

記

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1 交 付 決 定 額 | 円      |
| 2 交 付 確 定 額 | 円      |
| 3 (返 還 金 額  | 円)     |
| 4 (返 還 期 日  | 年 月 日) |

様式第4号

福井県指令 第 号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け福井県指令 第 号で交付の決定をした 年度(補助金等の名称)について、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)第16条第 項の規定により補助金等の交付の決定(の一部)を次のとおり取り消したので、同条第4項の規定により通知する。

(なお、すでに交付した(補助金等の名称)については、同規則第17条第1項の規定により次のとおりその返還を命ずる。)

年 月 日

福井県知事

記

1 返 還 金 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

3 返 還 の 事 由

(別紙)

部(課・室)所管補助金等交付要綱(準則)

年 月 日

部(課・室)

(趣旨)

第1条 部(課・室)所管に係る補助金等の交付に関しては、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 部(課・室)で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲および補助率(定額補助にあつては補助金の額)は、別表第1のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)正副2通を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書には、別表第2に掲げる書類(様式第 号から第 号まで)正副2通を添付しなければならない。

(補助事業の変更)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合においては、補助事業計画変更承認申請書(様式第1号に準ずる。)正副2通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第3に定める軽微な変更は、この限りでない。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助事業の遂行に関する状況報告書(様式第2号)正副2通を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)または県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第3号、様式第4号または様式第5号)正副2通を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書には、別表第2に掲げる書類(様式第 号から第 号まで)正副2通を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第7条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第4号または様式第6号)正副2通を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付請求書には、交付決定通知書の写しまたは交付額確定通知書の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、別表第4に掲げるものを、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

附 則

1 この要綱は、昭和46年度の補助金等から適用する。

2 ○○要綱( 年福井県告示第 号)は、廃止する。

備考 この準則の規定は、補助金等および補助事業の内容により、必要に応じて適宜修正し、または削除すべきものであること。

## 別表第1

部（課・室）

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率(補助額)	予算科目(款項目)	補助金等の支払区分

備考1 「補助金等の支払区分」は、精算払、概算払または前金払の区分をいう。

別表第2

整理番号	補助金等の 名称	補助金等交 付申請書の 提出期日	補助金等交 付申請書に 添付すべき 書類の名称	状況報告書 の提出期限	補助事業実 績報告書の 提出期日	補助事業実 績報告書に 添付すべき 書類の名称
		月 日	〇〇〇 (様式第 号)	月 日	月 日	〇〇〇 (様式第 号)

別表第3

整理番号	補助金等の名称	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更

別表第4

整理番号	補助金等の名称	財産名	構造規格等	処分制限期間 (年)

福井県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては名称  
および代表者の氏名〕

年度 補助金交付申請書

年度 事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的および内容
- 3 補助事業等の完了の予定期日および実施の計画
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業等の経費の配分および経費の使用方法
- 7 添付書類
  - (1)・・・
  - (2)・・・

福井県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称  
および代表者の氏名〕

年度 事業（事務）第 半期状況報告書

年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた〇〇事業（事務）の第 半期における遂行状況について、福井県補助金等交付規則第 10 条の規定により、別表のとおり報告します。

別表

事業名	事業費 A	着手年月日 完了予定 年月日	事業進捗状況				事業費支払状況				次の半期における 事業進捗の見込	摘要	
			前期 末ま での 出来 高 B	本期 の 出 来 高 C	本 期 末 ま で の 出 来 高 D(B +C)	進 捗 率 D/A	前 期 ま で の 支 払 済 額 E	本 期 の 支 払 済 額 F	本 期 末 ま で の 支 払 済 額 G	G/A			

- 備考 1 事業名の欄は、必要に応じ、工事箇所等に細分して記載すること。  
2 この表によりがたいものについては、この表に準じて作成すること。

福井県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては名称  
および代表者の氏名〕

年度 事業（事務）完了実績報告書

年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた〇〇事業（事務）が完了したので、福井県補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金等の交付決定額およびその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) . . .

福井県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては名称  
および代表者の氏名〕

年度 事業（事務）完了実績報告書および補助金交付請求書

年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた〇〇事業（事務）が完了したので、福井県補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

なお、同規則第 15 条の規定により、補助金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金等の交付決定額およびその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1)・・・
  - (2)・・・

福井県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称  
および代表者の氏名)

年度 事業（事務）年度終了実績報告書

年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた〇〇事業（事務）の  
年度における実績について、福井県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、別  
表のとおり報告します。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績						翌年度繰越額			事業実施期間		摘要
	事業費 A	補助基本 額	補助 金額	事業費支払実績				事業 進捗 率	補助 金受 入額	事業 費 C	補助 金額	C/ A	着手 年月 日	完了 予定 年月 日	
				支払 済額	支払 義務 額	計 B	B/ A								

- 備考 1 事業名の欄は、必要に応じ、工事箇所等に細分して記載すること。  
2 この表によりがたいものについては、この表に準じて作成すること。

様式第6号

番 号  
年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては名称  
および代表者の氏名〕

年度 補助金交付請求書（前金払、概算払）

年 月 日付け福井県指令 第 号で額の確定の通知があつた〇〇補助金〇〇円を交  
付されるよう福井県補助金等交付規則第15条の規定により請求します。